

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 5 月 2 2 日

愛知県知事 大村 秀章

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)
愛知県津島市牛田町字天越 34	田	2 9 4
愛知県津島市牛田町字天越 61	田	2, 1 2 0
愛知県津島市牛田町字天越 67	田	1, 0 7 4
愛知県津島市牛田町字角田 2-1	田	3 8 9
愛知県津島市牛田町字杵先 3	田	7 6 4
愛知県津島市牛田町字化粧院 16	田	3 7 7
愛知県津島市牛田町字天越 30	田	5 6 1
愛知県津島市牛田町字天越 60	田	5 6 8
愛知県津島市牛田町字天越 29	畑	1 8 3
計 9 筆		6, 3 3 0

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和 7 年 8 月 1 日	10 年	31, 650 円 (総額)

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市中区錦三丁目 3 番 8 号
 公益財団法人 愛知県農業振興基金
 理事長 仲井 靖

4 農地の所有者等の情報

猪飼 義己 令和 5 年 9 月 2 日死亡

5 補償金の支払の方法

愛知県農業振興基金は、当該農地を利用する権利の始期までに名古屋法務局（津島支局）に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は名古屋法務局（津島支局）において、補償金の還付を受けることができる。